

# 高齢者のサポーターになろう

—高齢者への虐待を防ぐのは市民一人ひとりの役目です—



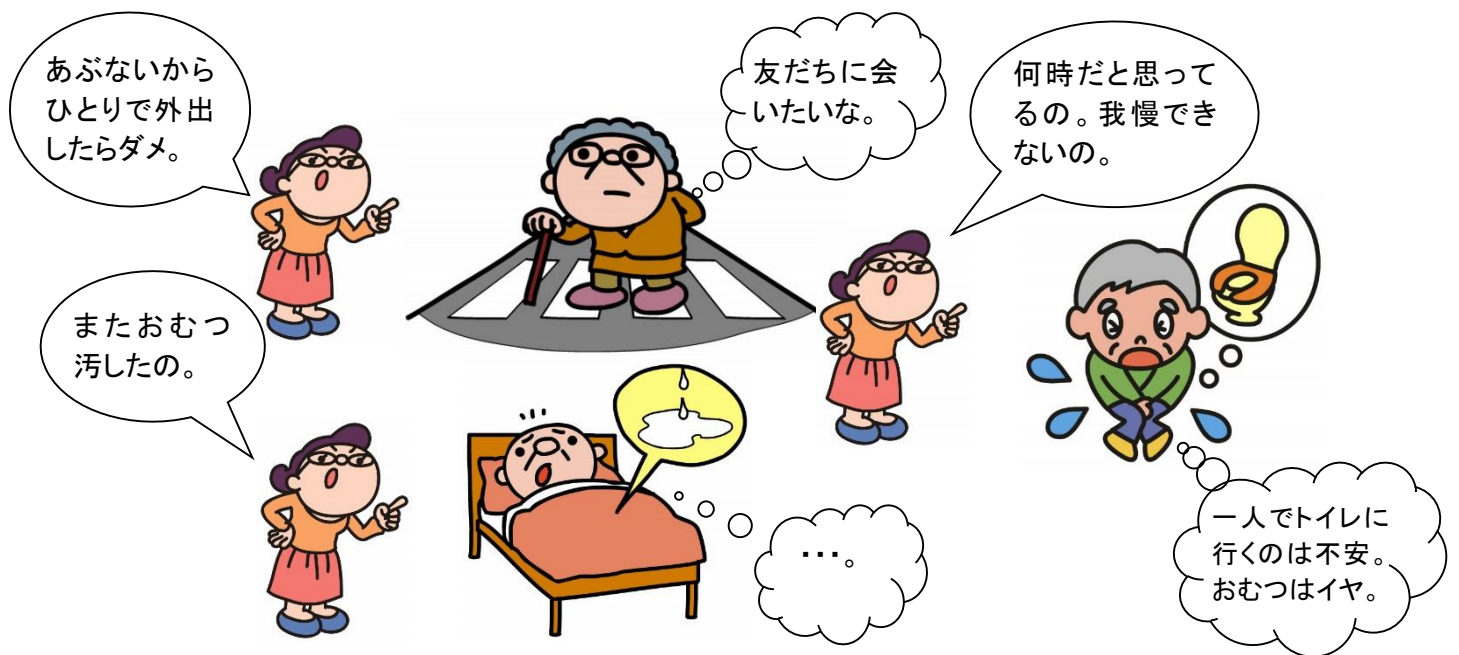
「1万2,787人」。この数字は、平成18年度一年間に高齢者が、家庭内で家族などから「虐待」を受けていたと全国の自治体が確認した数です。実際にはもっとたくさんの「高齢者虐待」があったと考えられています。

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、みよし市では、高齢者虐待の防止を図るため、高齢者虐待防止ネットワークを構築。高齢者虐待の防止に取り組んでいます。しかし、高齢者虐待が起こらない「土壌」をつくるには、行政だけでなく市民の皆さん一人ひとりの協力が必要です。皆さんに高齢者虐待について正しく理解していただき、皆さんとともに協働して、高齢者虐待のない地域を築いていきます。

 **みよし市・地域包括支援センター**

## ふだんの暮らしの中で(養護者の皆さんへ)

ふだんの暮らしの中で、高齢者(65歳以上の人)は、どのようなことをしたいと思っているのでしょうか。養護者(高齢者を養護している人)は、気付かないうちにどんな言動をとっているのでしょうか。次の事例は、家族や介護者が、高齢者に対して気付かないうちに言ってしまうたり、してしまったりすることです。高齢者の気持ちを考えずに言動してしまうと、結果的に高齢者とのつながりを断ち、高齢者の自立や尊厳を奪ってしまいます。ささいなことが、日々繰り返されることによって、「虐待」につながるおそれがあります。ふだんの暮らしの中で考えてみましょう。



## こんなことをすると虐待になります

高齢者虐待防止法では、次の行為を養護者から高齢者への「虐待」と定義しています。

①身体的虐待	たたく。つねる。なぐる。ける。ベッドに縛りつける。無理やり食事を口にさせる。やけどをおわせるなど。
②介護や世話の放棄・放任	お風呂にいれない。水や食事を十分に与えない。室内にごみを放置する。必要な介護・医療サービスを受けさせないなど。
③心理的虐待	排せつの失敗を笑う。どなる。ののしる。悪口をいう。無視する。侮辱を込めて子どものように扱うなど。
④性的虐待	排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キスする。性器をさわる。性行為などを強要するなど。
⑤経済的虐待	必要なお金を渡さない(使わせない)。本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使うなど。

# あなたの「もしかして？」が高齢者を救います

虐待を受けている可能性のある高齢者は、外に出る機会が少ないため、皆さんが高齢者への虐待に気付くことは少ないかもしれません。しかし、高齢者への虐待は、深刻な状態になる前になんらかの『サイン』を周囲に発しています。虐待を受けている高齢者や介護に疲れた家族の『サイン』に気付くこと、そしてその『サイン』を見落とさないことが、虐待を防ぐ第一歩です。

次の事例は、「虐待の疑いがある一例」です。皆さんが高齢者や養護者の様子を見て「もしかして？」と感じているチェック項目が複数ある場合には、虐待の疑いがあると考えられます。  
※気になったことがある場合や迷ったときには、地域包括支援センターへご連絡ください。

## 【高齢者の様子】

- 体に不自然な「あざ」がある。
- 汚れたままの服を着ている。
- 「家にいたくない」などの訴えがある。
- 家族の話題を避けるようになった。
- 異常な体重の減少が見られる。
- 外で食事するとき、一気に食べる。
- 無力感がある、うつ状態である、あきらめ、投げやりな態度がみられる。
- 「通帳を取り上げられた」などの訴えがある。
- 天気が悪いのに、長時間外でたたずんでいる。



## 【家族（養護者）・家の様子】

- 介護の様子が乱暴そうに見える。
- 介護に疲れている様子が伺える。
- 高齢者に対して無関心さがみられる。
- 人前でおむつ交換をする。しばらく裸のままにしておく。
- 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる。
- 部屋の中が、服、おむつ、食べ残しなどで散乱している。
- 必要な薬を飲ませていない。服薬の解除をしていない。

# 「もしかして？」虐待の疑いを感じたら

すぐに「通報」。  
通報は皆さんの  
「義務」です。



高齢者への虐待は、養護者に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者が家族などに遠慮していたりすることなどから、わかりづらいことが多いようです。また、虐待していることが悪いことだと思っても、自分だけではなかなか止めることはできません。

皆さんが「もしかして？虐待」、「あれって虐待で

は？」と気付いたり、迷ったりしたときは、すぐに地域包括支援センターへご連絡ください。「高齢者虐待防止法」では、皆さんが高齢者虐待を発見した場合、市町村に通報する努力義務があるとされています。あなたのほんの少しの勇気が高齢者虐待を防ぎます。

通報があった場合は、地域包括支援センターが中心となって事実の確認を行います。必要な場合は、高齢者と養護者を引き離すため、高齢者を保護します。また、介護保険サービスの提供、高齢者や養護者への相談支援など、高齢者虐待防止のための取組みを行います。



# 介護はひとりで抱え込まない

最近では、家族や地域とのつながりが希薄になってきたこともあり、介護者が「孤立」したり、介護に疲れたりして、虐待が起こることもあります。介護保険などのサービスを利用することにより、虐待を未然に防ぐことができることもあります。



また、虐待を受けている約6割の高齢者には、認知症の症状がみられます。認知症による言葉や行動の混乱は、介護者にとっては大きなストレスとなり、虐待の要因になることもあります。認知症になった現実を受け入れられない、認知症への対応方法がわからない、といった不安もあります。しかし、認知症を正しく理解し、適切な対応をとり、専門家のアドバイスを受けることで、状態を変えることができることもあります。介護や認知症に関する相談も、地域包括支援センターへご連絡ください。

## 地域で支え合うネットワーク



みよし市では、高齢者への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者への適切な支援を図るため、「みよし市高齢者虐待防止ネットワーク」を構築し、高齢者虐待に関係する機関などと連携や協力ができる体制を整備しています。

具体的には、「早期発見・見守りネットワーク」、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の3つのネットワークにより、それぞれが役割分担と相互連携を図りながら、高齢者虐待に対する実態の把握を行い、継続的に対応、支援していきます。

特に「早期発見・見守りネットワーク」の一員には、市民の皆さんすべてが含まれています。ふだんから高齢者や養護者に一番身近な皆さんが、日常的なかかわりを生かした「地域の目」の役割を果たしていただき、高齢者を見守る「サポーター」になっていただきます。

「何か変だな」と感じる変化があれば、地域包括支援センターへご連絡ください。また、高齢者に出会ったときには「あいさつをする」といった日常生活での声掛け、元気がないような高齢者に出会ったときの声掛けといった「見守り」をお願いします。



## 相談窓口

みよし市役所	連絡先	0561-32-8009
	住所	みよし市三好町小坂50
きたよし地区地域包括支援センター (北中学校・三好丘中学校区)	連絡先	0561-33-0791
	住所	みよし市福谷町寺田4 (ケアハウス寿睦苑内)
なかよし地区地域包括支援センター (三好中学校区)	連絡先	0561-34-6811
	住所	みよし市三好町陣取山39-5 (福祉センター内)
みなよし地区地域包括支援センター (南中学校区)	連絡先	0561-33-3502
	住所	みよし市三好町八和田山15 (みよし市民病院内)